

## 那覇市 I T 創造館「インキュベート企業育成支援事業」 業務委託に係る公募への質問及び回答

1. 公募要項 4 「直近の市税の完納（滞納がないこと）を証明する書類」について、創業間もない場合はどのようにすればよろしいですか。

回答：代表者個人の市町村税の完納（滞納がないこと）証明書をご提出下さい。

2. 仕様書 2 （1） 「会場」に記載の那覇市 IT 創造館を使用する場合、使用料は発生しますか

回答：本事業で那覇市 IT 創造館を使用する場合、使用料は発生いたしません。

3. 提案提出書様式 3 3 （3）「講師及び事務局の体制について - 講師」の内容に、提案後変更がある場合どうなりますか。

回答：確実な内容での提案をお願い致しますが、提案後に変更がある場合は、本市との協議が必要になります。なお、セミナーの目的から外れた内容を実施する講師は認められません。

4. セミナーの開催可能な会場は那覇市 I T 創造館だけですか。

回答：那覇市 I T 創造館以外で開催することも可能です。ただし、那覇市内での実施に限ります。なお、会場費等は本事業費に含みます。

5. 仕様書 2 （1） 「セミナー参加人数」に記載の 1 回の参加者数を超える内容での提案は可能ですか。

回答：可能です。仕様書に記載の 1 回の参加者数は最低参加者数であり、超える分には問題ありません。